

## 文京区国内交流自治体食材購入費補助金交付要綱

2019 文アア第 245 号令和元年 5 月 31 日 区長決定  
一部改正 2020 文アア第 90 号令和 2 年 5 月 20 日 区長決定  
一部改正 2021 文アア第 70 号令和 3 年 4 月 30 日 区長決定  
一部改正 2021 文アア第 210 号令和 3 年 6 月 1 日 部長決定  
一部改正 2022 文アア第 2039 号令和 5 年 3 月 31 日 部長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）で飲食店等を経営する者が交流自治体の食材を購入し、当該飲食店等で当該食材又は当該食材を使用した料理若しくは商品を提供し、又は販売するとともに、当該交流自治体の魅力を区民等に周知する事業に要する経費の一部を補助することにより、他の地域が持つ魅力の発信及び住民の交流を促進し、もって互いの地域の交流の活性化を図ることを目的とする。

### (通則)

第 2 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和 49 年 12 月文京区規則第 44 号）の定めるところによる。

### (定義)

第 3 条 この要綱において「飲食店等」とは、次に掲げる営業の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項の許可に係る施設のうち、不特定多数の者を相手にするものをいう。

- (1) 食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業
- (2) 食品衛生法施行令第 35 条第 11 号に規定する菓子製造業

2 この要綱において「交流自治体」とは、区と協定又は覚書を締結している市区町村のうち、別表に掲げるものをいう。

3 この要綱において「交流自治体の食材」とは、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 2 条第 1 項に規定する食品（食品衛生法第 4 条第 2 項に規定する添加物を除く。以下同じ。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 交流自治体の区域内において生産されたものであること。
- (2) 交流自治体の区域内において原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- (3) 交流自治体の区域内において加工その他の工程のうち主要な部分が行われたものであること。

### (補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、区内で飲食店等を経営する個人又は法人のうち、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 区内で継続的に店舗を構え、計画的に飲食店等を経営していること。
- (2) 店内で調理等を行った食品の提供又は販売が営業の主たる内容であると区長が認められた飲食店等を経営していること。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 特定の政党の利害に関する政治活動を行うもの

イ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する政治活動を行うもの

ウ 特定の宗教を支持し、若しくは教派、教団その他の宗教団体を支援し、又はこれに反する宗教活動を行うもの

エ 暴力団（文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

オ 団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

（補助事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が次に掲げる要件のいずれかを満たす店舗から交流自治体の食材を購入し、区内の飲食店等で当該食材又は当該食材を使用した料理若しくは商品を提供し、又は販売するとともに、当該交流自治体の魅力を区民等に周知する事業（別に定める要件を満たすものに限る。）とする。

(1) 当該店舗が本店又は主たる事業所（法人の場合は、登記上のものに限る。次号において同じ。）であるときは、当該店舗の所在地が交流自治体内であること。

(2) 当該店舗が支店であるときは、当該店舗及びその本店又は主たる事業所の所在地が交流自治体内であること。

(3) 当該交流自治体が運営するアンテナショップであること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る交流自治体の食材の購入費、食材の送料及び振込手数料のうち、区又は他の行政機関等による同種の補助金等の交付を受け、又は受ける見込みのないものとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額と100,000円とを比較していずれか少ない額とし、区の予算の範囲内で交付する。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文京区国内交流自治体食材購入費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 交流自治体の食材又は当該食材を使用した料理若しくは商品（以下「交流自治体の食材等」という。）を提供し、又は販売する飲食店等の営業許可書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた書類

2 補助金の交付の回数は、一の補助対象者（代表者が同一である法人については、一の

補助対象者とみなす。)につき、2回までとする。

3 前項に規定する交付の回数は、令和元年度における補助金の交付から算定するものとする。

(交付の決定及び通知)

第9条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは文京区国内交流自治体食材購入費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、不交付を決定したときは文京区国内交流自治体食材購入費補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の撤回)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に取下げの理由を記した書面を提出することにより、第8条の規定による申請を撤回することができる。

(変更の承認事項)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文京区国内交流自治体食材購入費補助金変更等承認申請書(別記様式第4号)により申請し、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請を承認したときは文京区国内交流自治体食材購入費補助金変更等承認通知書(別記様式第5号)により、承認しないときは文京区国内交流自治体食材購入費補助金変更等不承認通知書(別記様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第12条 区長は、補助事業の遂行状況について必要があると認めるときは、当該状況に関し報告を求めることができる。

(補助事業の遂行命令)

第13条 区長は、前条の報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行することを命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、別に定める日までに次に掲げる書類を添えて、文京区国内交流自治体食材購入費補助金実績報告書(別記様式第7号)を区長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (4) 交流自治体の食材等を飲食店等で提供し、又は販売したことが確認できる写真等
- (5) 交流自治体の魅力を周知したことが確認できる写真等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた書類  
(補助金の額の確定及び通知)

第 15 条 区長は、前条に規定する報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、文京区国内交流自治体食材購入費補助金額確定通知書（別記様式第 8 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 16 条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、補助金の交付を請求しようとするときは、文京区国内交流自治体食材購入費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（別記様式第 9 号）を区長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 17 条 区長は、第 15 条の規定による審査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を執るべきことを命ずることができるものとする。

2 第 13 条の規定は、前項に規定する命令により、補助事業者が必要な処置をした場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第 18 条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によりこの補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第 15 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第 1 項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、区長は、交付決定取消通知書（別記様式第 10 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 区長は、前条第 1 項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 20 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95

パーセントの割合で計算した違約加算金（1年を365日とする日割計算とし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを区長が指定した納期日までに納付しなかったときは、当該納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の延滞金（1年を365日とする日割計算とし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を納付しなければならない。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、アカデミー推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市区町村
岩手県盛岡市
茨城県石岡市
新潟県魚沼市
石川県金沢市
山梨県甲州市
島根県津和野町
広島県福山市
福岡県北九州市
熊本県熊本市
熊本県玉名市
熊本県上天草市